

処遇改善等加算に係る留意事項

1 処遇改善等加算の概要

処遇改善等加算は、職員の勤続年数や技能等に応じ、給与のベースアップや追加的な賃金改善を実施することで、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、「長く働くことができる」職場の構築や質の高い教育・保育の安定的な供給を目的としています。

平成 29 年度からは従来の処遇改善等加算を処遇改善等加算Ⅰと位置付け直したうえで、新たに処遇改善等加算Ⅱとして「追加的な技能・経験に応じた更なる処遇改善等の仕組み」が創設されました。

2 処遇改善等加算Ⅰについて

施設・事業所の職員一人あたりの平均勤続年数に応じて「基礎分」と「賃金改善要件分」により構成された加算率を算定し、施設型給付費（委託費）に含めて支給されます。

処遇改善等加算率（2～19%）	
<p><基礎分（2～12%）> 全ての施設・事業所が対象。</p>	<p><賃金改善要件分（6～7%）></p> <p>「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して計画の内容について周知すること。</p> <p>*キャリアパス要件分 職務内容に応じた職員の勤務条件や賃金体系を整備し資質向上のための計画を策定していること。 ※策定していない場合は賃金改善要件分から2%を減じる。</p>

①加算率の算定方法

施設・事業所に勤務する全ての職員（常勤以外の職員は1日6時間以上かつ月20日以上勤務している場合）の4月1日時点の平均勤続年数をもとに算出されます。

②対象となる職員

施設・事業所に勤務する全ての職員（園長、非常勤職員・法人の役員等を兼務している職員も含む）が対象となります。

③賃金改善の方法

基本給、手当、賞与又は一時金等のうち改善を行う項目を特定したうえで、毎月払い・一括払い等の方法により賃金改善を行ってください。

各施設・事業所においては、職員毎の内訳等を明確に管理し、処遇改善の内容について給与規定に明記する等、職員あて適切に周知していることが必要です。

3 処遇改善等加算Ⅱについて

「加算対象職員数計算表」により算出された加算対象職員数に応じ、概ね5千円～4万円の加算額を施設型給付費（委託費）に含めて支給します。

①加算対象職員及び加算の要件

園長等の管理職を除く、施設に勤務する全ての職員を対象とすることが出来ます。
対象職員数は以下の通りです。

- i) 副主任保育士等（人数A）：必要職員数の1/3人、概ね経験年数7年程度
- ii) 職務分野別リーダー等（人数B）：必要職員数の1/5人、概ね経験年数3年程度

加算対象職員に対し、その職務に相当する職位の発令や職務命令が行われていることが必要です。また、発令された職位に応じ、都道府県等が実施するキャリアアップ研修、またはそれに相当する研修を修了していることが要件となります。

<研修内容及び職位別研修要件>

(ア) 専門分野別研修

(1)乳児保育, (2)幼児教育, (3)障害児保育, (4)食育・アレルギー対応, (5)保健衛生・安全対策, (6)保護者支援・子育て支援の6分野。

(イ) マネジメント研修

- * 副主任保育士, 中核リーダー・・・(ア)のうち3分野以上, (イ)
- * 専門リーダー・・・(ア)のうち4分野以上
- * 職務分野別リーダー・・・担当する1分野以上

<研修要件の必須化について>

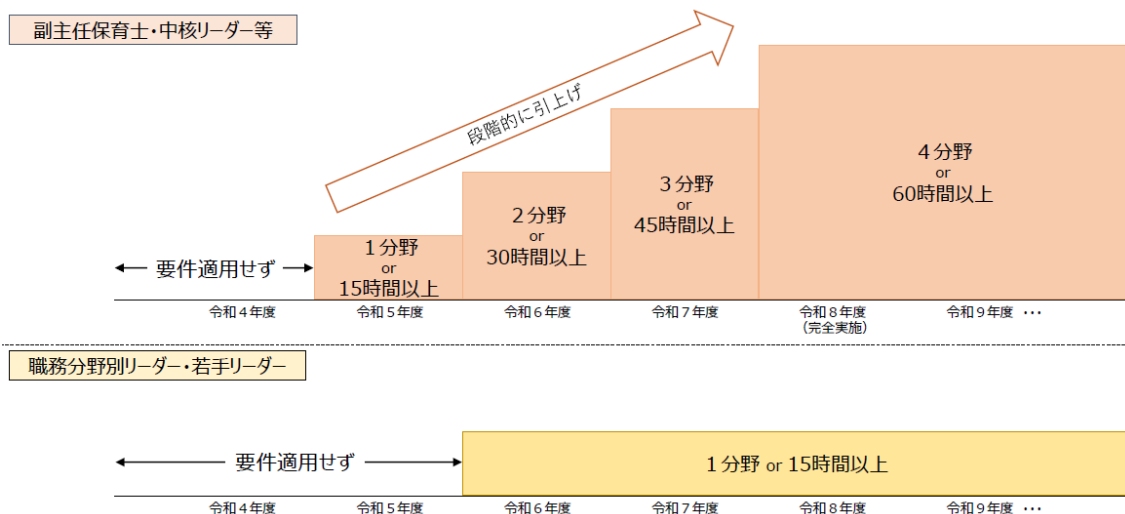
研修要件については、受講状況を踏まえながら、令和4年度を目途に必須化される予定となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和5年度より段階的に適用開始となります。

○新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。

○研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。

○副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

○研修要件必須化のイメージ図



②配分方法

賃金改善額は、副主任保育士等については月額4万円、職務分野別リーダー等については月額5千円を原則としますが、月額4万円の賃金改善を行う者を1人以上確保した上で、その他の技能・経験を有する職員（職務分野別リーダー等を含む）に月額5千円～4万円未満で配分が可能です。

また、園長以外の管理職（主任保育士等）については、副主任保育士等の賃金とのバランス等を踏まえ、必要な場合に限り処遇改善を行うことができます。

※職務分野別リーダー等への5千円以上の配分も可能ですが、副主任保育士及び専門リーダーへの改善額を超えない配分方法としてください。

③賃金改善の方法

毎月支払われる手当又は基本給への上乗せ等により賃金改善を行ってください。

処遇改善等加算Ⅰと同様、職員毎の内訳等を明確に管理し、処遇改善の内容について給与規定に明記する等、職員あて適切に周知していることが必要です。

【参考】処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの配分方法の例

***90人定員，人数A⇒6人，人数B⇒4人の場合**

職務名	給与規定に基づく賃金	全ての職員が対象	対象者10名以上確保	処遇改善合計
		処遇Ⅰ	処遇Ⅱ	
園長		15,000円		15,000円
主任保育士		10,000円	35,000円	45,000円
副主任保育士		8,000円	40,000円	48,000円
保育士(乳児専門リーダー)		6,000円	40,000円	46,000円
保育士(以上児リーダー)		6,000円	30,000円	36,000円
保育士(障がい児リーダー)		6,000円	20,000円	26,000円
保育士(子育て支援担当リーダー)		6,000円	5,000円	11,000円
保育士(保育衛生リーダー)		6,000円	5,000円	11,000円
保育士(保護者対応リーダー)		6,000円	20,000円	26,000円
保育士		5,000円		5,000円
非常勤保育士		3,000円		3,000円
非常勤保育士		3,000円		3,000円
パート保育士		2,000円		2,000円
看護師(乳児リーダー)		5,000円	15,000円	20,000円
栄養士(栄養管理リーダー)		6,000円	40,000円	46,000円
用務員		2,000円		2,000円
事務員(経理管理リーダー)		6,000円	10,000円	16,000円
		101,000円	260,000円	361,000円

職歴に応じた配分調整や一律の金額でのベースアップ等

*人数A(6人)
1人以上に必ず4万円、それ以外は配分可能。
*人数B(4人)
4人に5,000円以上を必ず支給すること。

処遇Ⅱの配分により賃金水準の逆転が生じる場合、処遇Ⅰで調整

4 処遇改善等加算にかかる実績報告について

令和2年度より、事務負担軽減のため、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱともに加算の基準年度を「加算当年度の前年度」へ見直されることとなりました。

また、基準年度の見直しと併せ、実績報告の内容についても、処遇改善等加算が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員へ処遇改善が講じられるよう職員ごとの賃金改善加算額を確認するほか、賃金改善額について残額が生じた場合の支払い状況も確認する内容へと変更されておりますので、各施設・事業所におかれましては、職員毎の処遇改善額について、適切に管理・運用いただきますようお願いいたします。

5 令和4年度処遇改善等加算申請にかかる年間スケジュール

※スケジュールは予定となります。前後する場合がありますのでご了承ください。

	手続き	必要書類
9～10月	処遇改善等加算実績報告書提出（昨年度分）	実績報告書 加算実績額計算シート等
10～11月	処遇改善等加算及びその他加算申請書提出（現年度分）	加算申請書 履歴書・在職証明書 対象職員数計算表 加算見込額計算シート等
3～4月	加算実績報告書提出（現年度分） 公定価格改定分・加算認定分精算	加算実績報告書等